

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口の状況

糸魚川市及び小谷村の過去5年間における人口及び世帯数の推移を第3-2-1表に示す。過去5年間の人口の推移を見ると、糸魚川市、小谷村ともに減少傾向にある。

第3-2-1表 人口及び世帯数の状況

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
糸魚川市	人口(人)	47,137	46,438	45,802	45,140	44,161
	男(人)	22,975	22,638	22,378	22,129	21,534
	女(人)	24,162	23,800	23,424	23,011	22,627
	世帯数	17,645	17,707	17,643	17,633	17,522
小谷村	人口(人)	3,167	3,089	3,028	2,964	2,924
	男(人)	1,574	1,549	1,520	1,479	1,464
	女(人)	1,593	1,540	1,508	1,485	1,460
	世帯数	1,255	1,250	1,230	1,241	1,205

注：各年10月1日現在

出典：新潟県人口移動調査（推計人口および人口移動） [新潟県ホームページ](#)

毎月人口移動調査 市町村別人口と世帯 [長野県統計情報](#) [長野県ホームページ](#)

(2) 産業の状況

① 産業分類別就業者数

糸魚川市及び小谷村の産業分類別従業者数及び事業所数を第3-2-2表に示す。

糸魚川市の従業者数は19,525人であり、産業別では第三次産業が全体の60.7%と最も多い。また、事業所数では、2,612事業所のうち第三次産業が77.1%と最も多い。

小谷村の従業者数は2,087人であり、産業別では第三次産業が全体の82.8%と最も多い。また、事業所数では、323事業所のうち第三次産業が86.7%と最も多い。

第3-2-2表 産業分類別就業者数及び事業所数（平成24年2月1日現在）

	糸魚川市		小谷村	
	事業所	従業者	事業所	従業者
総数	2,612	19,525	323	2,087
第1次産業	13 0.5%	141 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
農  林  漁  業	13	141	-	-
第2次産業	584 22.4%	7,524 38.5%	43 13.3%	360 17.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	46	-	-
建  設  業	399	3,167	36	284
製  造  業	181	4,311	7	76
第3次産業	2,015 77.1%	11,860 60.7%	280 86.7%	1,727 82.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	116	1	18
情  報  通  信  業	7	30	1	18
運  輸  業、郵  便  業	43	1,225	10	302
卸  売  ・  小  売  業	661	3,504	36	144
金  融  ・  保  険  業	47	413	1	2
不  動  産  業、物  品  賃  貸  業	96	249	5	44
学  術  研  究、専  門・技  術  サ  ー  ビ  ス  業	65	267	3	8
宿  泊  業、飲  食  サ  ー  ビ  ス  業	312	1,489	181	979
生  活  関  連  サ  ー  ビ  ス  業、娯  楽  業	276	812	12	32
教  育、学  習  支  援  業	80	191	5	74
医  療、福  祉	130	2,286	5	44
複  合  サ  ー  ビ  ス  業	27	142	7	36
サ  ー  ビ  ス  業	263	1,136	13	26

出典：平成24年度経済センサス-活動調査

② 農業

糸魚川市及び小谷村の販売農家数（専・兼業別）及び自給的農家数を第3-2-3表に示す。糸魚川市、小谷村ともに自給的農家が最も多く、次いで第2種兼業農家が多い。

また、主要な農作物別の経営体数、作付面積等は第3-2-4表に示すとおりである。主要な農作物作付面積は水稲が最も多くなっている。

第3-2-3表 販売農家数（専・兼業別）及び自給的農家数（平成22年）

(単位:戸)

市町村	農家数					自給的農家
	総農家数	販売農家	専業農家			
			専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	
糸魚川市	2,573	1,416	350	65	1,001	1,157
小谷村	413	170	29	21	120	243

出典：2010年世界農林業センサス

第3-2-4表 主要な農作物別の経営体、作付面積等

項目	糸魚川市		小谷村		項目	糸魚川市		小谷村			
	農業経営体数(経営体)	作付面積(ha)	農業経営体数(経営体)	作付面積(ha)		農業経営体数(経営体)	栽培面積(ha)	農業経営体数(経営体)	栽培面積(ha)		
稲、麦、雑穀、いも類、豆類、工業農作物	水稲	1,019	1,143	104	43	果樹	温州みかん	1	X	-	-
	陸稲	1	X	-	-		ぶどう	2	X	-	-
	小麦	-	-	2	X		うめ	4	1	-	-
	そば	11	9	23	17		かき	6	1	-	-
	その他雑穀	3	1	1	X		くり	3	0	2	X
	ばれいしょ	29	1	11	0		キウイフルーツ	2	X	-	-
	かんしょ	5	0	-	-		その他の果樹	3	1	-	-
	大豆	15	1	4	0		花き、その他作物	7	0	-	-
	小豆	10	0	3	0		その他の作物	9	11	1	X
	その他の豆類	3	0	2	X						
	こんにゃくいも	6	0	-	-						
	その他工業農作物	5	2	-	-						
	野菜	だいこん	79	2	21		0				
にんじん		24	X	2	X						
さといも		41	1	-	-						
やまのいも		4	0	2	X						
はくさい		69	1	19	0						
キャベツ		46	X	14	0						
ほうれんそう		19	X	5	0						
レタス		6	0	3	0						
ねぎ		55	X	10	0						
たまねぎ		35	X	4	0						
ブロッコリー		14	X	3	0						
きゅうり		58	1	16	X						
なす		71	2	14	0						
トマト		53	1	11	0						
ピーマン		12	0	4	0						
いちご		5	0	1	X						
メロン		14	1	-	-						
すいか		14	0	2	X						
その他の野菜	47	2	12	X							

注：「X」は数字が公表されていないことを示す。  
平成27年2月1日前1年間の値

出典：農林水産省 HP わがマチ・わがムラ グラフと統計でみる農林水産業

③ 林業

糸魚川市及び小谷村における所有形態別林野面積を第 3-2-5 表に示す。

糸魚川市の林野面積は 61,013 ha であり、国有林は 12,388ha(20.3%)、民有林が 48,625 ha (79.7%)となっている。

小谷村の林野面積は 23,052 ha であり、国有林は 6,067ha(26.3%)、民有林が 16,985 ha (73.7%)となっている。

第 3-2-5 表 所有形態別林野面積（平成 22 年 2 月 1 日現在）

(単位：ha)

区分	合計	国有林	民有林			
			小計	独立行政 法人等	公有	私有
糸魚川市	61,013	12,388 (20.3)	48,625 (79.7)	281	6,640	41,704
小谷村	23,052	6,067 (26.3)	16,985 (73.7)	235	4,813	11,937

注：( )内の数値は、合計に対する割合(%)を示す。

出典：2010 年世界農林業センサス

④ 水産業

糸魚川市及び小谷村における内水面養殖業の概況を第 3-2-6 表に示す。

第 3-2-6 表 糸魚川市及び小谷村の内水面養殖業の概況（平成 25 年）

区分	経営体数	養殖池数 (面)	養殖面積 (㎡)	養殖業従事者数			養殖種類別経営体数		
				総数 (人)	家族 (人)	雇用者 (人)	食用 うなぎ	観賞用 錦ごい	きんぎょ
糸魚川市	8	120	67,930	25	11	14	1	6	1
小谷村	X	X	X	X	X	X	X	X	X

注：「X」は数字が公表されていないことを示す。

出典：2013 年漁業センサス(平成 25 年 11 月 1 日現在)

⑤ 商業

糸魚川市及び小谷村における商業の概況を第3-2-7表に示す。糸魚川市及び小谷村の年間商品販売額はそれぞれ約580億円、約22億円である。

第3-2-7表 商業の概況（平成26年）

市町村	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
糸魚川市	521	2,806	58,007	72	394	16,898	449	2,412	41,110
小谷村	33	159	2,152	6	17	536	27	142	1,616

出典：平成26年商業統計確報 経済産業省（平成26年7月1日現在）

⑥ 工業

糸魚川市及び小谷村における製造業の概況を第3-2-8表に示す。糸魚川市及び小谷村の製造品出荷額はそれぞれ約1,268億円、約13億円である。

第3-2-8表 製造業の概況（平成26年）

市町村	計	事業所数		従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品出荷額等 (万円)		粗付加 価値額 (万円)
		内従業者 30人 ~299人	内従業者 300人 以上				内その他 収入額 (万円)	内その他 収入額 (万円)	
糸魚川市	95	15	2	3,809	1,444,861	7,899,148	12,680,508	130,172	4,774,191
小谷村	4	-	-	52	18,531	50,921	128,728	46,399	72,580

出典：平成26年工業統計表（平成26年12月31日現在）

### 3-2-2 土地利用の状況

糸魚川市及び小谷村の地目別面積を第 3-2-9 表に示す。糸魚川市で最も面積の広い区分は雑種地その他で 71.8%、2 番目は山林で 19.5%、小谷村で最も面積の広い区分は山林で 47.1%、2 番目は雑種地その他で 41.2%を占めている。

第 3-2-9 表 地目別土地利用面積（平成 24 年）

（単位：ha）

市町村	総数	田	畑	宅地	池沼 <sup>1)</sup>	山林	原野 <sup>2)</sup>	雑種地 その他
糸魚川市	74,624.0	2,996.4	984.3	1,043.3	14.4	14,533.8	1,450.3	53,601.4
	100.0%	4.0%	1.3%	1.4%	0.0%	19.5%	1.9%	71.8%
小谷村	26,790.9	359.3	141.9	97.4	186.5	12,607.4	2,371.7	11,026.7
	100.0%	1.3%	0.5%	0.4%	0.7%	47.1%	8.9%	41.2%

注：1. 数値は固定資産評価地積と評価外地積の合計である。

2. 1)は鉱泉地と池沼の合計、2)は牧場と原野の合計である。

出典：新潟県統計年鑑 2012（新潟県、平成 25 年）、平成 24 年版ながの県勢要覧

### 3-2-3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### （1）河川及び湖沼の利用状況

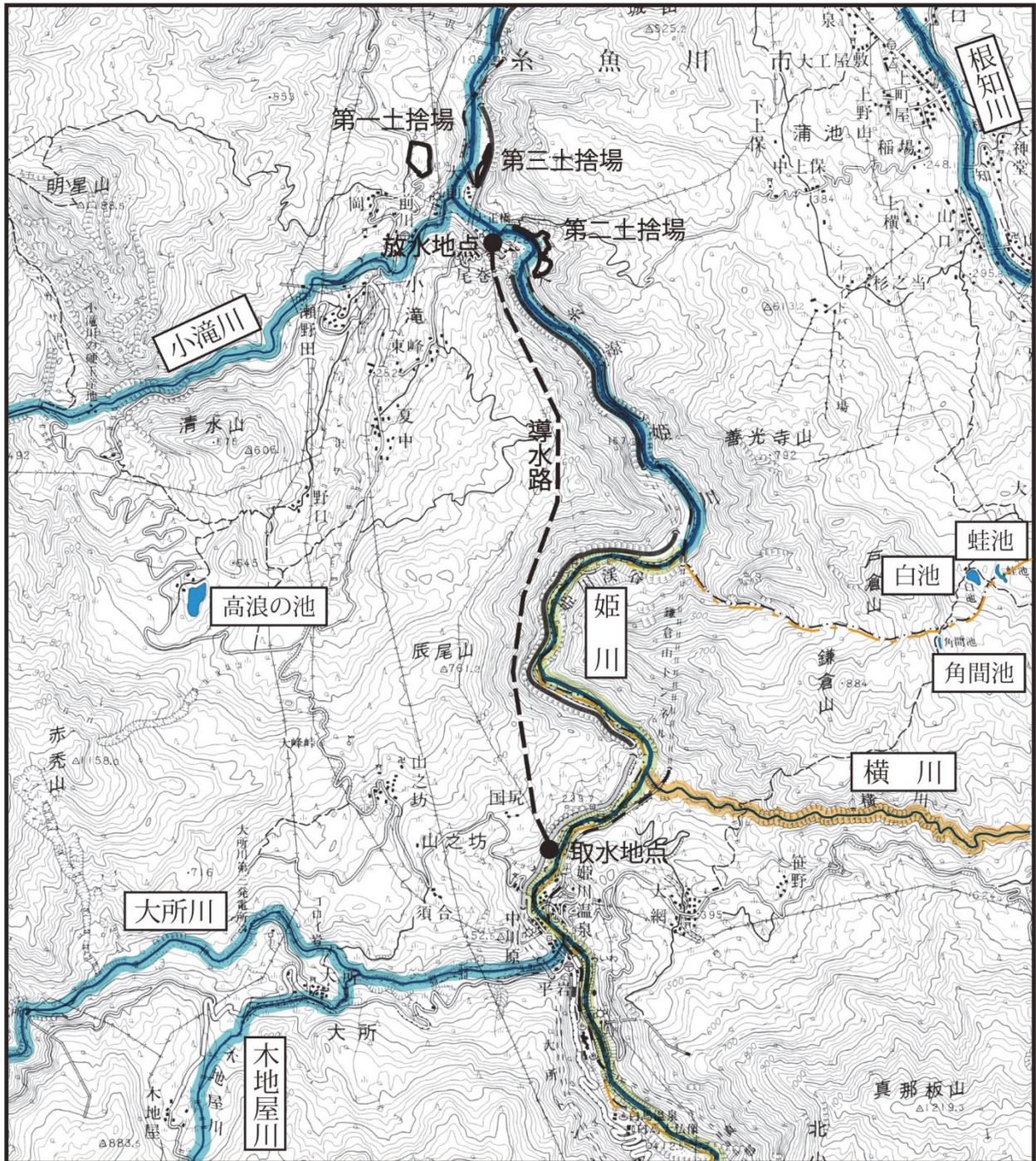
##### ① 河川・湖沼の状況及び漁業権の設定状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川及び湖沼の状況は第 3-2-1 図に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には一級河川の姫川が流下しており、大所川、小滝川、横川、根知川が姫川に合流している。また、湖沼としては高浪の池、白池、蛙池、角間池などがある。

対象事業実施区域周辺の内水面では、姫川及びその支川において漁業権が設定され、内共第 8 号の漁業権者は姫川上流漁業協同組合、内共第 17 号は姫川上流漁業協同組合及び糸魚川内水面漁業協同組合、内共第 23 号は糸魚川内水面漁業協同組合となっており、その設定状況を第 3-2-1 図、第 3-2-10 表に示す。

なお、対象事業実施区域周辺における姫川等の内水面では、水産資源保護法に基づく保護水面の設定はない。

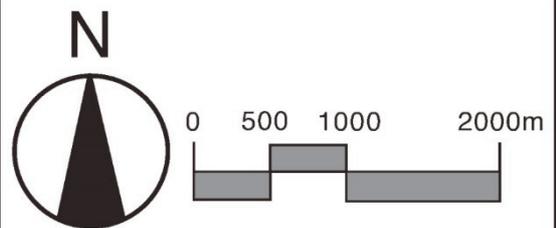


凡 例

- |   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
|  | : 河川       |  | : 内共第 8 号  |
|  | : 湖沼       |  | : 内共第 17 号 |
|  | : 県境       |  | : 内共第 23 号 |
|  | : 対象事業実施区域 |   |            |

第 3-2-1 図

対象事業実施区域周辺の河川、湖沼の状況、  
漁業権設定状況



1:50,000

第 3-2-10 表 内水面における漁業権の状況

漁業権番号	内共第 8 号（長野県）
漁業の種類	第 5 種共同漁業
漁業の名称	うぐい漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業
漁業の時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁場の位置	北安曇郡白馬村及び小谷村の区域内の姫川本流及び支流
漁場の区域	北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の蒲原沢との合流点から上流の姫川本流及び支流並びに次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線から上流の横川本流及び支流 基点第 1 号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の JR 西日本大糸線横川橋りょうの左岸橋台の下流端 基点第 2 号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の JR 西日本大糸線横川橋りょうの右岸橋台の下流端
関係地区又は地元地区	北安曇郡白馬村及び小谷村

漁業権番号	内共第 17 号（長野県）
漁業の種類	第 5 種共同漁業
漁業の名称	あゆ漁業、うぐい漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業
漁業の時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁場の位置	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市の区域内の姫川本流
漁場の区域	北安曇郡小谷村大字鎌倉山、新潟県糸魚川市大字大所地籍の JR 西日本大糸線第 6 鉄橋上流端から上流蒲原沢との合流点までの姫川本流
関係地区又は地元地区	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市

漁業権番号	内共第 23 号（新潟県）
漁業の種類	第 5 種共同漁業
漁業の名称	あゆ漁業、うぐい漁業、かじか漁業、にじます漁業、いwana漁業、やまめ漁業
漁業の時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで（あゆ漁業は 4 月 1 日から 11 月 30 日まで）
漁場の位置	糸魚川市地内（姫川）
漁場の区域	次の起点第 14 号と起点第 15 号とを結んだ線から上流の姫川及びその支川の新潟県の区域。ただし、姫川と蒲原沢との合流点から下流糸魚川市大所、長野県北安曇郡小谷村大字鎌倉山地内 JR 西日本大糸線第 6 鉄橋上端に至る姫川本川の区域を除く。 起点第 14 号 糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端（姫川右岸） 起点第 15 号 糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端（姫川左岸）
関係地区又は地元地区	糸魚川市（徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、太平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、榎、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鷺尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

出典：新潟県告示第 1083 号 平成 25 年 9 月 10 日  
長野県告示第 481 号 平成 25 年 9 月 26 日

② 水利用の現況

姫川の表流水は上水道、発電用水、農業用水、工業用水に利用されており、その利水状況は第3-2-11表及び第3-2-2図に示すとおりである。

第3-2-11表 姫川水系利水現況（平成19年3月現在）

用水別	区分	指定区間		直轄区間		計	
		件数	水利権量 (m <sup>3</sup> /s)	件数	水利権量 (m <sup>3</sup> /s)	件数	水利権量 (m <sup>3</sup> /s)
上水道用水	許可	1	0.200			1	0.200
工業用水	許可			1	0.897	1	0.897
農業用水	許可	4	4.589	3	1.255	7	5.844
発電用水	許可	18	238.710			18	238.710
計		23	243.499	4	2.152	27	245.651

出典：姫川水系河川整備基本方針（平成20年6月、国土交通省河川局）

上水道の利用状況は第3-2-12表に示すとおり、1件の利用があり、白馬村水道用水から10,700人に給水が行われている。

工業用水の利用状況は第3-2-13表に示すとおり、1件の利用があり、デンカ株式会社が取水している。

農業用水の利用状況は第3-2-14表に示すとおりであり、643haをかんがいしている。

発電用水の利用状況は第3-2-15表に示すとおりであり、19カ所の発電所により総最大出力約25万kWの発電供給を行っている。

第3-2-12表 姫川水系水利利用一覧表（上水道用水）

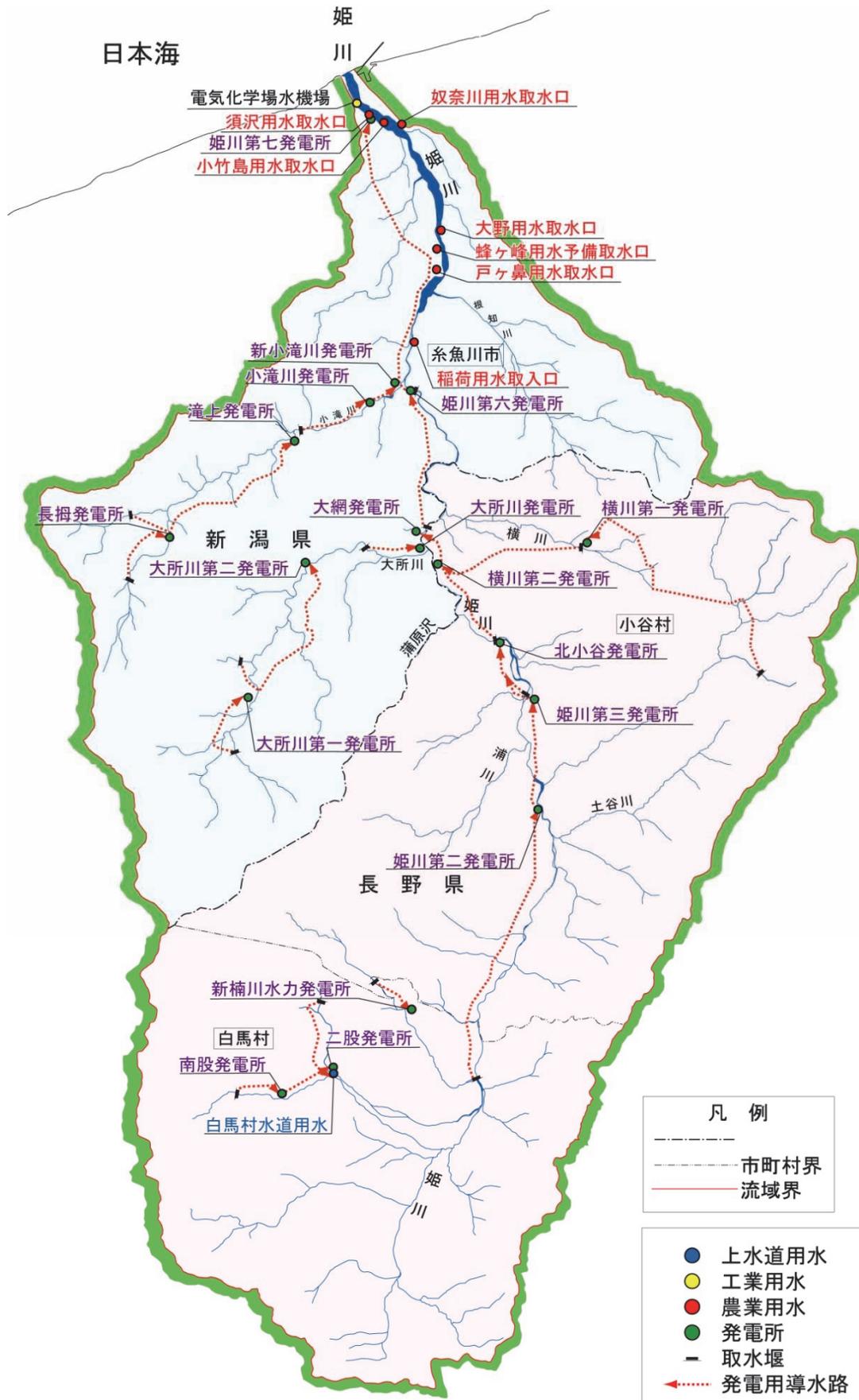
件名	水利使用者名	当初許可 年月日	許可期限	最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)	計画給水 人口 (人)	目標年次	摘要
白馬村水道用水	白馬村	S55.10.17	H22.3.31	0.200	10,700	H10年	

出典：姫川水系河川整備基本方針（平成20年6月、国土交通省河川局）

第3-2-13表 姫川水系水利利用一覧表（工業用水）

件名	水利使用者名	当初許可 年月日	許可期限	最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)	使用目的	摘要
電気化学工業(株) 工業用水	電気化学工業(株) (現 デンカ(株))	S41.5.27	H20.3.31	第2取水口 0.084	冷却用水・原料用 水・洗浄用水・製品 処理用水・ボイラー 用水・研究用水	
				第3取水口 0.813		
合計				0.897		

出典：姫川水系河川整備基本方針（平成20年6月、国土交通省河川局）



第 3-2-2 図 姫川水系の利水現況

出典：第 2 回姫川有識者会議資料（平成 21 年 7 月 国土交通省）

第3-2-14表 姫川水系水利利用一覧表（農業用水）

件名	水利使用者名	当初許可年月日	許可期限	最大取水量		かんがい面積(ha)	摘要
				期別	m <sup>3</sup> /s		
戸ヶ鼻用水	戸ヶ鼻用水組合	H7.9.26	H27.3.31	5/1 ~ 5/5	0.090	7.0	
				5/6 ~ 9/10	0.064		
				9/11 ~ 4/30	0.032		
蜂ヶ巣用水	蜂ヶ巣用水組合	H7.9.26	H27.3.31	4/16 ~ 4/22	0.999	96.0	
				4/23 ~ 9/10	0.758		
				9/11 ~ 4/15	0.293		
大野用水	大野用水組合	S61.11.19	H28.3.31	4/16 ~ 4/20	0.821	87.3	
				4/21 ~ 9/10	0.467		
				9/11 ~ 4/15	0.245		
小竹島用水	小竹島用水組合	H7.9.28	H27.3.31	4/16 ~ 4/22	0.045	4.3	
				4/23 ~ 9/10	0.034		
				9/11 ~ 4/15	0.021		
奴奈川用水	奴奈川用水組合	H7.9.28	H27.3.31	4/15 ~ 4/25	0.975	90.3	
				4/26 ~ 9/10	0.836		
				9/11 ~ 4/14	0.262		
須沢用水	須沢用水組合	H7.9.28	H27.3.31	4/15 ~ 4/24	0.235	28.0	
				4/25 ~ 9/10	0.182		
				9/11 ~ 4/14	0.124		
平川頭首工	長野県	S54.11.30	H21.3.31	5/9 ~ 5/15	2.679	330.0	
				5/16 ~ 9/13	2.063		
				9/14 ~ 5/8	1.070		

出典：姫川水系河川整備基本方針（平成20年6月、国土交通省河川局）

第3-2-15表 姫川水系水利利用一覧表（発電用水）

件名	水利使用者名	最大取水量 m <sup>3</sup> /s	使用水量 m <sup>3</sup> /s		出力 kW		備考
			最大	常時	最大	常時	
姫川第二発電所	中部電力㈱	10.30	10.30	4.98	14,400	7,000	
姫川第三発電所	中部電力㈱	25.00	25.00	8.38	11,500	3,500	
北小谷発電所	黒部川電力㈱	35.00	35.00	11.03	10,700	3,100	
大網発電所	デンカ㈱	25.04	25.04	9.00	24,500	8,900	
姫川第六発電所	黒部川電力㈱	27.82	27.82	12.59	26,000	12,100	
姫川第七発電所	東京発電㈱	49.00	49.00	14.08	43,200	11,900	
南股発電所	中部電力㈱	1.53	2.50	0.23	2,200	0	
二股発電所	中部電力㈱	4.164	4.164	0.97	5,200	1,100	
新楠川水力発電所	中部電力㈱	1.50	1.50	0.20	2,200	260	
横川第一発電所	デンカ㈱	3.80	3.80	0.54	10,000	1,300	放流期間 5/1~11/30
横川第二発電所	デンカ㈱	5.50	5.50	0.732	16,000	1,900	放流期間 5/1~11/30
大所川第一発電所	東北電力㈱	6.60	6.60	0.86	13,500	1,540	
大所川第二発電所	東北電力㈱	10.00	10.00	1.74	26,500	4,400	
大所川第三発電所	東北電力㈱	13.00	13.00	1.77	9,000	450	H16.3.10 用途廃止
大所川発電所	デンカ㈱	7.374	7.374	2.815	8,400	3,300	
長梅発電所	黒部川電力㈱	2.03	2.03	0.12	5,000	200	
滝上発電所	黒部川電力㈱	5.57	5.57	0.65	15,000	1,600	
小滝川発電所	デンカ㈱	5.982	5.982	1.566	4,200	1,100	
新小滝川発電所	東京発電㈱	12.50	12.50	2.03	3,200	330	
合計		238.710	239.680	72.513	241,700	63,530	

注：社名変更に伴い、「電気化学工業㈱」を「デンカ㈱」に書き換えた。

出典：姫川水系河川整備基本方針（平成20年6月、国土交通省河川局）を一部修正

## （2）地下水の利用状況

関川姫川地域主要水系調査書（昭和62年3月、国土庁土地局）によると、対象事業実施区域及びその周辺に深井戸は設置されていない。

### 3-2-4 交通の状況

#### (1) 交通

対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路の状況は第 3-2-3 図に示すとおりであり、国道 148 号が交通の主体となっている。鉄道は JR 大糸線が国道 148 号と同様に姫川沿いに走っている。

対象事業実施区域周辺の道路交通調査結果を第 3-2-16 表に示す。

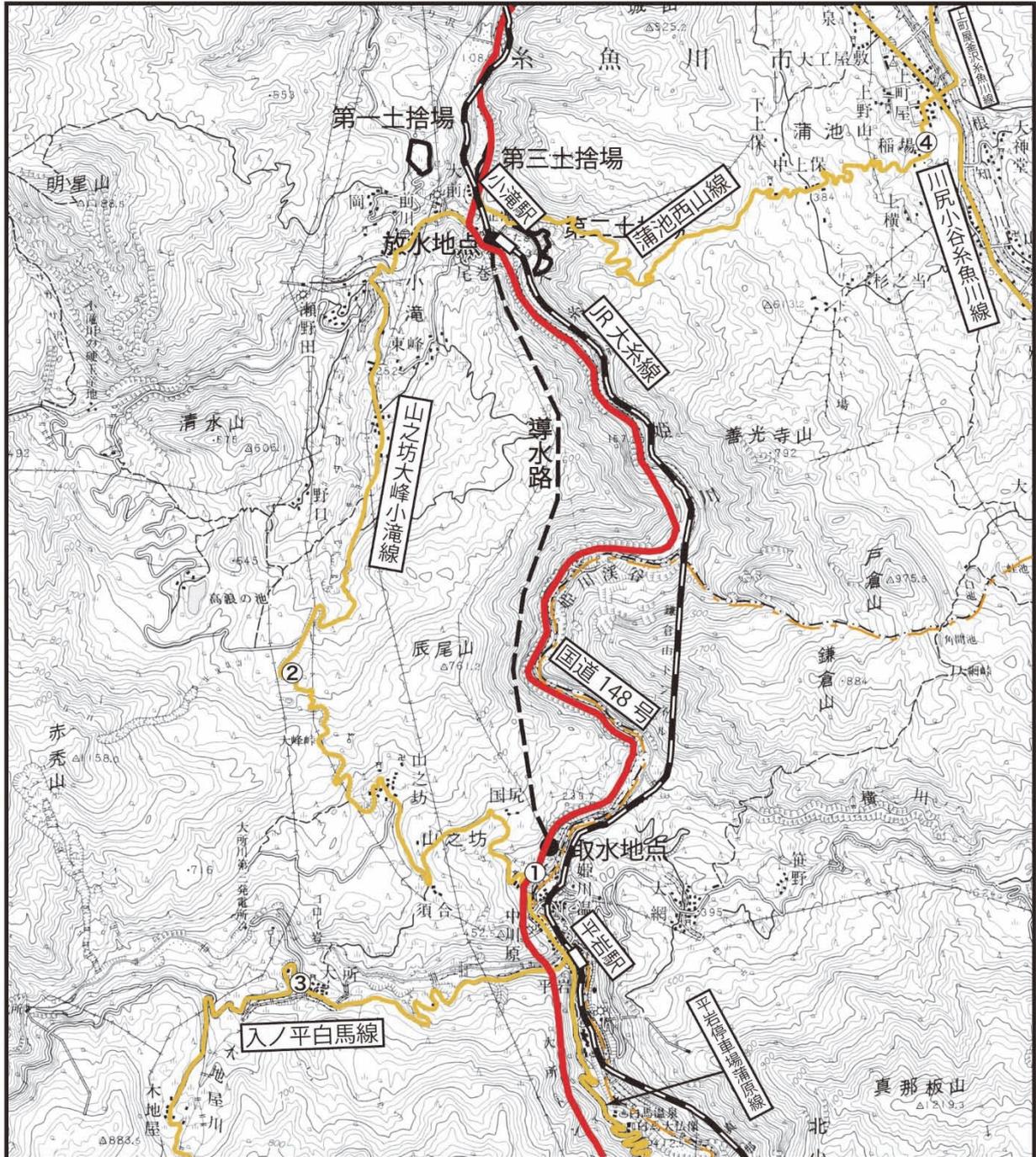
第 3-2-16 表 対象事業実施区域周辺の道路交通量

番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間自動車類交通量			24時間自動車類交通量		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
①	一般国道 148 号	糸魚川市大字中川原地内	1,529	1,014	2,543	1,786	2,241	4,027
②	一般県道山之坊大峰小滝線		347	84	431	436	120	556
③	一般県道入ノ平白馬線		356	175	531	466	219	685
④	一般県道蒲池西山線	糸魚川市大字稲葉地内	90	19	109	113	28	141

注：表中の番号は第 3-2-3 図に対応する。

斜体の数値は推計値

出典：平成 22 年度道路交通センサス（国土交通省、平成 24 年）



凡 例

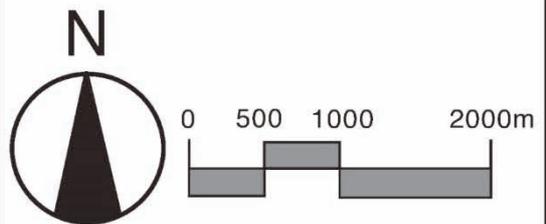
- : 一般国道
  - : 一般県道
  - : 鉄道
  - : 駅
  - : 交通量調査地点
- 図中の番号は第3-2-16表に対応し、表中に観測地点の表示がないものは路線の位置を示した。

出典：平成22年度道路交通センサス  
(国土交通省、平成24年)

- - - : 県境
- — ● : 対象事業実施区域

第3-2-3図

対象事業実施区域周辺の交通網



1:50,000

### 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

対象事業実施区域周辺の学校、病院、福祉施設等の状況を第3-2-4図に示す。

対象事業実施区域周辺に学校は無い。診療所として、取水口工事範囲から南へ約600mに平岩診療所、南東へ約1kmに小谷村無医地区出張診療所、土捨場工事範囲から南西へ約600mに小滝診療所がある。なお、小滝診療所と小滝地区小体育館、小滝運動広場が併設されている。

対象事業実施区域の最寄民家までの距離をみると、発電所工事範囲と第三土捨場工事範囲は民家1軒と近接しており、取水口工事範囲は約350m、第一土捨場工事範囲は約250mである。第二土捨場周辺に民家、集落は存在しない。

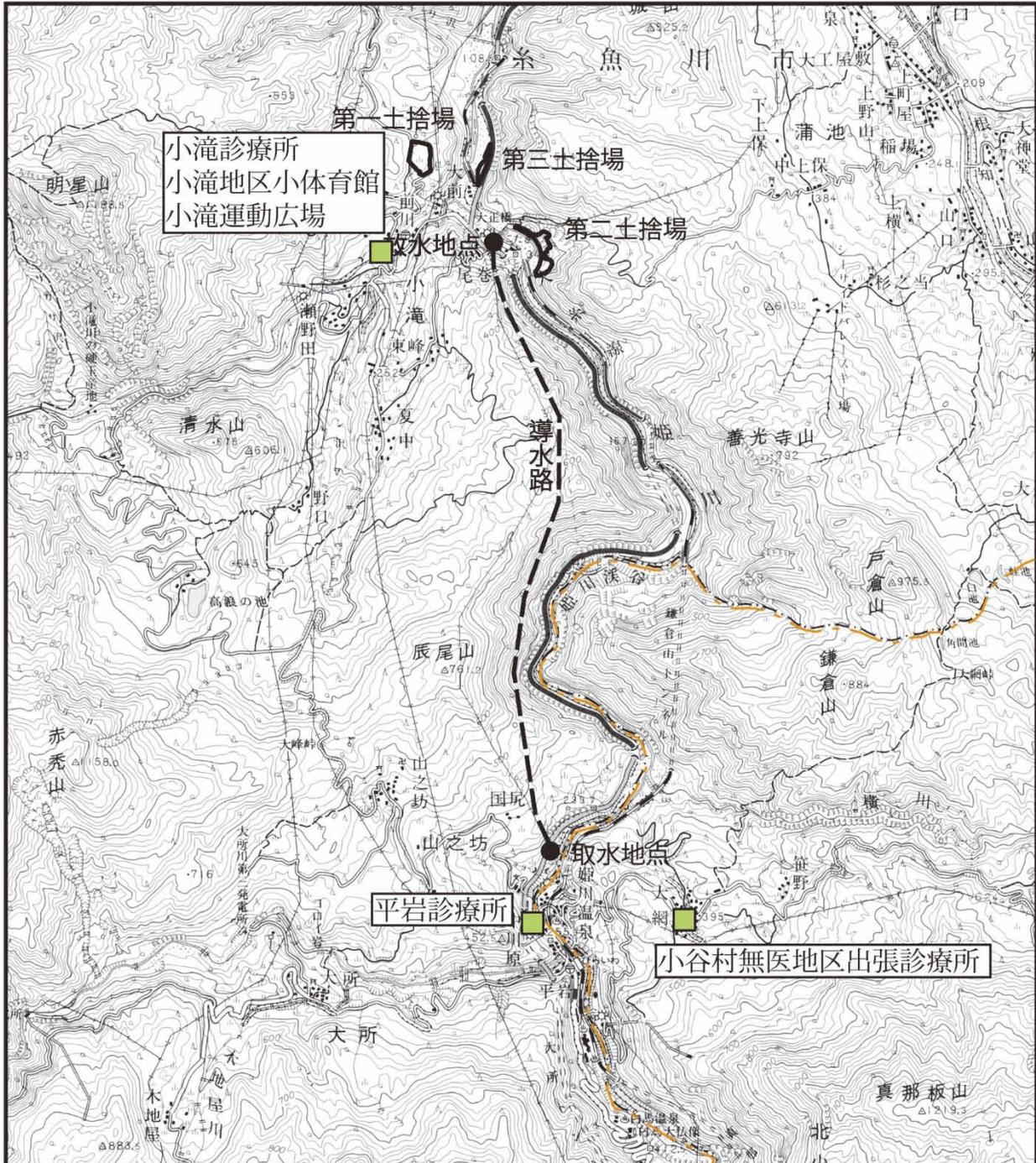
### 3-2-6 下水道等の整備状況

平成26年度における下水道等の整備状況は第3-2-17表に示すとおりであり、糸魚川市の水洗化率は94.9%、小谷村の水洗化率は59.5%となっている。

第3-2-17表 下水道等の整備状況（平成26年度）

	総人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
糸魚川市	45,984	43,632	94.9
小谷村	3,159	1,881	59.5

出典：一般廃棄物処理実態調査 平成26年度調査 環境省



凡 例

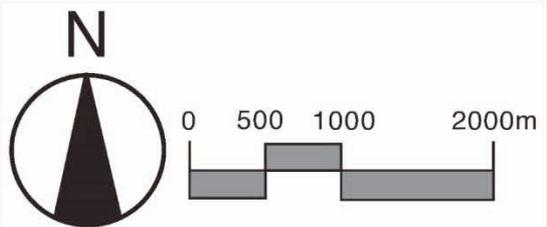
■: 環境に配慮が必要な施設等

出典: eまっぷいといがわ  
信州くらしのマップ

— — — — —: 県境  
●—●: 対象事業実施区域

第3-2-4図

学校、病院、福祉施設等の位置



1:50,000

### 3-2-7 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

糸魚川市で発生するごみは、糸魚川市清掃センターの可燃ごみ処理施設（70t/日）で焼却処理し、焼却残渣は市外の最終処分場へ搬出し処分している。小谷村で発生するごみは、白馬山麓清掃センターで焼却処理し、焼却残渣は民間の最終処分場へ搬出し処分している。

糸魚川市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は糸魚川浄化センター、青海浄化センター、能生浄化センター、川崎浄化センターで処理している。小谷村の白馬乗鞍地区で発生するし尿は白馬乗鞍浄化センターで処理している。

糸魚川市及び小谷村におけるごみ処理状況を第3-2-18表に、し尿処理状況を第3-2-19表に示す。

第3-2-18表 ごみ処理状況（平成26年度）

市町村	計画処理区域内人口(人)		収集ごみ処理・処分状況(t/年)				集団回収量(t/年)	自家処理量(t/年)
	計画収集人口	自家処理人口	焼却	埋立	資源化	計		
糸魚川市	45,984	-	12,256	613	3,289	16,158	-	-
小谷村	3,109	50	767	142	-	909	6	12

出典：一般廃棄物処理実態調査 平成26年度調査 環境省

第3-2-19表 し尿処理状況（平成26年度）

市町村	計画処理区域内人口(人)					処理し尿量(kl/年)				
	水洗化人口				計画収集人口	自家処理人口	衛生処理量			自家処理量
	汚水衛生処理人口			単独処理浄化槽			し尿処理施設による処理量	その他の処理による処理量	計	
	公共下水道	合併処理浄化槽	コミュニティ・プラント							
糸魚川市	35,047	6,407	-	2,178	2,352	-	7,063	-	7,063	-
小谷村	327	1,252	-	302	1,274	4	1,412	-	1,412	2

出典：一般廃棄物処理実態調査 平成26年度調査 環境省

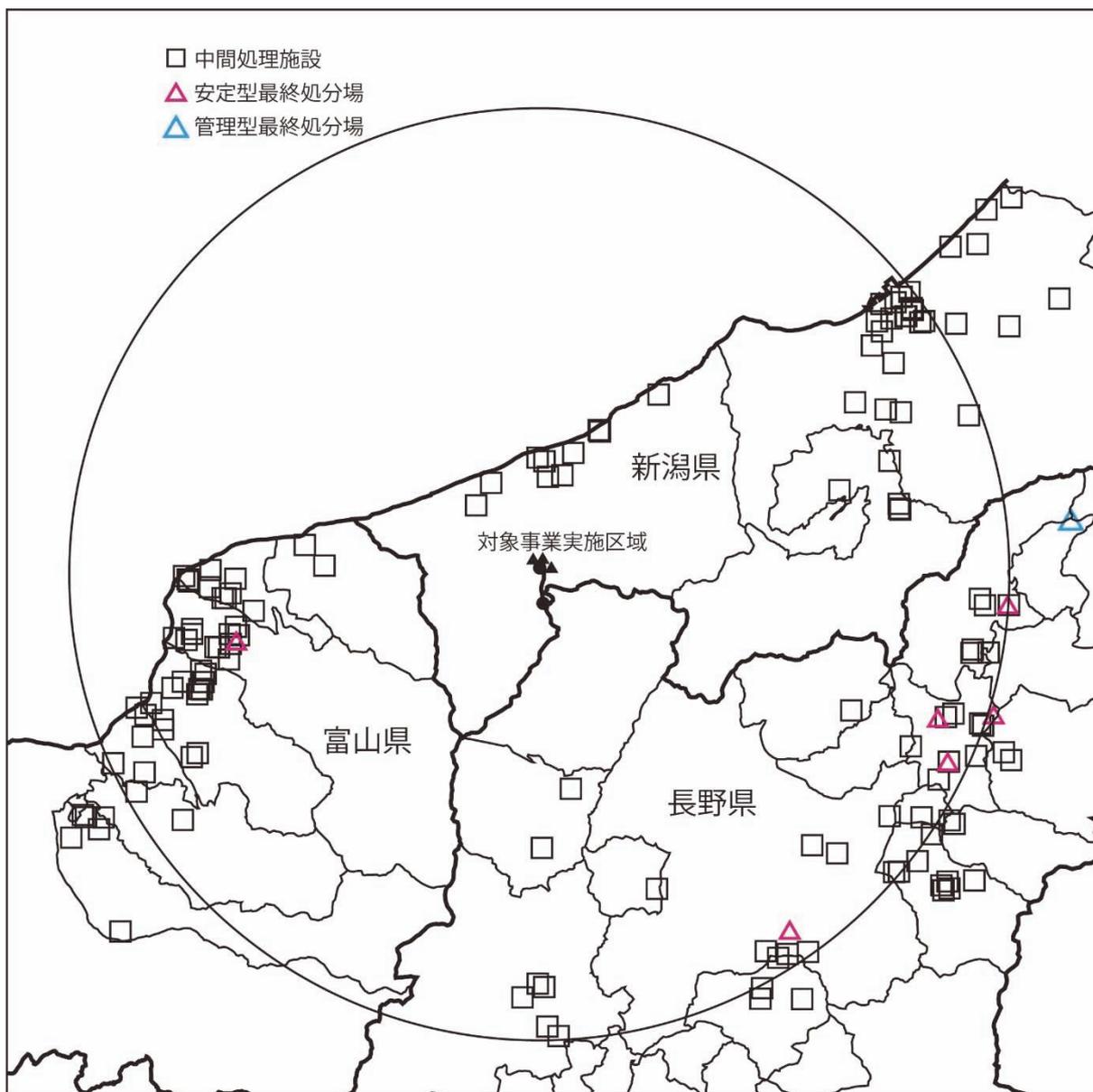
(2) 産業廃棄物

対象事業実施区域周辺 50 km圏域の産業廃棄物処理施設数は第 3-2-20 表に、位置は第 3-2-5 図に示すとおりである。

第 3-2-20 表 産業廃棄物処理施設数

県	市町村名	中間処理 施設	安定型 最終処分場	管理型 最終処分場	合計
新潟県	糸魚川市	10			10
	妙高市	5			5
	上越市	26			26
長野県	長野市	3			3
	須坂市	10			10
	中野市	6	3		9
	大町市	5			5
	飯山市	6	1		7
	千曲市	7	1		8
	白馬村	2			2
	小布施町	2			2
	高山村	2			2
	信濃町	2			2
	小川村	1			1
野沢温泉村			1	1	
富山県	魚津市	11			11
	滑川市	7			7
	黒部市	16	1		17
	舟橋村	1			1
	上市町	3			3
	立山町	5			5
	入善町	4			4
	朝日町	2			2

出典：各県の産業廃棄物処理業者名簿より作成



第 3-2-5 図 産業廃棄物処理施設の位置

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境関連法令

① 大気汚染

ア. 環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。大気汚染に係る環境基準は第3-2-21表に示すとおりである。また、平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11年、法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>と定められている。

第3-2-21表 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準値が達成されていないものと評価する。 なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期基準と短期基準の両者について、長期的評価を行う。長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。 なお、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	原則として月1回以上の頻度で連続24時間のサンプリングを実施し、その1年平均で評価する。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
備考	<p>1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。</p> <p>2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒子が2.5μmの粒子を50%割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p> <p>4：環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。</p>		

出典：大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日 環境庁告25号）

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日 環境省告示4号）

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

## イ. 大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和 43 年、法律第 97 号）では、工場及び事業所における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排ガスに係る許容限度を定めている。

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）では、ばい煙や粉じんに係る特定施設が定められ、特定施設において発生するばい煙の排出基準と粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準が設定されている。

また、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和 46 年、条例第 52 号）により、適用区域を新潟市や上越市（一部の適用施設については村上市も含む）に限定して、適用施設と上乘せ基準が定められている。

長野県では、公害の防止に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号）で、ばい煙や粉じんの発生施設を定め、規制基準等を設定している。

大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出する施設について、大気汚染防止法、新潟県生活環境の保全等に関する条例、公害の防止に関する条例（長野県）に基づく発生源規制の概要を第 3-2-22 表に示す。

第 3-2-22 表 大気汚染に係る発生源規制の概要

	対象施設	施設の種類	規制物質及び基準
大気汚染防止法による規制	ばい煙発生施設	ボイラー、ガス発生炉及び加熱炉、溶鉱炉、乾燥炉、廃棄物焼却炉、コークス炉、ガスタービン、ディーゼル、ガス、ガソリン機関等で一定規模以上のもの(32項目)	硫黄酸化物：量規制 K値規制 ばいじん：濃度規制 窒素酸化物：濃度規制 有害物質：濃度規制
	粉じん発生施設	一般粉じん発生施設：コークス炉、堆積場、ベルトコンベア等で一定規模以上のもの(5項目) 特定粉じん発生施設：解綿用機械、混合機等、石綿を含有する製品製造の用に供する施設で一定規模以上のもの(9項目)	一般粉じん：構造、使用、管理基準 特定粉じん：規制基準(濃度規制、敷地境界)
	自動車排出ガス	普通自動車、小型自動車及び軽自動車	排出ガス量の許容限度(保安基準で考慮)
新潟県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	金属珪素製造の用に供する電気炉のうち一定規模以上のもの	ばいじんの許容限度
		石膏の製造の用に供する焼成炉、加熱炉及び乾燥炉で一定規模以上のもの	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素の許容限度
		瓦の製造の用に供する焼成炉で一定規模以上のもの	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素の許容限度
	粉じん発生施設	ほうろう製品製造の用に供する塗装吹き付け施設(カドミウムを含有する塗料を使用するものに限る)	構造等に関する基準
公害の防止に関する条例(長野県)	ばい煙発生施設	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉のうち一定規模未満のもの	硫黄酸化物：K値規制 ばいじん：濃度規制
		金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設のうち一定規模以上のもの	塩化水素：濃度規制
		金属表面の付着油の処理施設のうち一定規模以上のもの	硫黄酸化物：K値規制 ばいじん：濃度規制
	粉じん発生施設	木材及び木製品製造業の用に供する帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤、碎木機、チップパーで一定規模以上のもの	構造などに関する基準
		黒鉛製品の製造の用に供する原料混和施設、加工施設	
		繊維製品の製造の用に供する動力打綿機、動力混打綿機	

出典：大気汚染防止法(昭和43年、法律第97号)

新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年、条例第51号)

公害の防止に関する条例(昭和48年条例第11号、長野県)

② 水質汚濁

ア. 環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき公共用水域における水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は第 3-2-23 表に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は第 3-2-24 表(1)～(2)に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われている。

対象事業実施区域周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況を第 3-2-6 図に示す。対象事業実施区域周辺の姫川は AA 類型及び生物 A 類型に指定されている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は第 3-2-25 表に示すとおりである。

第 3-2-23 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
備考		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>			

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

第3-2-24表(1) 生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼を除く。)]

項目 類型	利用目的の適性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度(pH)6.0以上7.5以下、溶存酸素量(DO)5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

第 3-2-24 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く。）〕

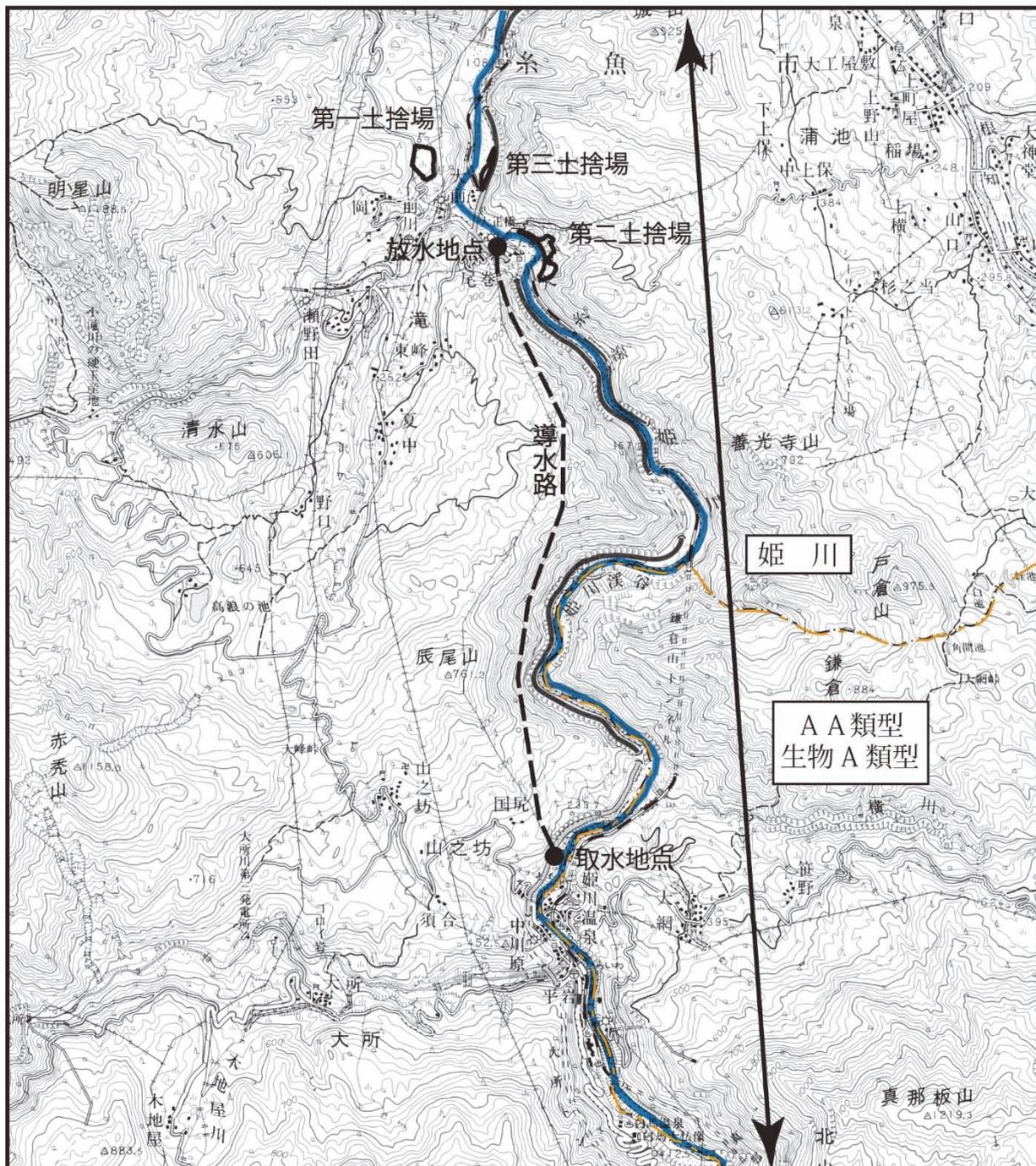
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

第 3-2-25 表 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）



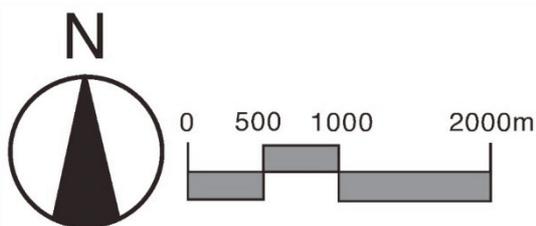
凡 例

出典：公共用水域が該当する水質汚濁に係る  
環境基準の水質汚濁に係る  
環境基準の水質汚濁に係る  
環境基準の水質汚濁に係る  
昭和48年4月20日  
新潟県告示第563号

- : 県境
- : 対象事業実施区域

第3-2-6図

水質環境基準の類型指定状況



1:50,000

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件として、環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準を第3-2-26表に示す。

第3-2-26表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

注：「塩化ビニルモノマー」は、「地下水の水質汚濁にかかる環境基準について」（平成28年環境省告示第31号）により「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に名称が変更される（平成29年4月1日から施行）。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

#### イ. 水質汚濁防止法

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年、法律138号）に基づき特定施設を有する事業場（特定事業場）について有害物質の排水基準が定められている。さらに、1日当たりの平均的な排水の量が50 m<sup>3</sup>以上の工場又は事業場について水素イオン濃度等の項目の排水基準が定められている。

排水に係る規制基準を第3-2-27表(1)、(2)に示す。

第3-2-27表(1) 排水に係る規制基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (ハチオン、メチルパチオン、メチルメソ及びE P Nに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10 mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8 mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を  
 検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に  
 関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉  
 法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属す  
 る事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

第3-2-27表(2) 排水に係る規制基準（水素イオン濃度等の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）
備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3 水素イオン濃度(pH)及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4 水素イオン濃度(pH)、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

「新潟県水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例」(昭和46年、条例46号)により、新潟県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、クロム等の上乗せ排水基準及び排水基準の適用区域が定められている。姫川水系については、第3-2-28表に示すとおり、クロムについて許容限度が定められている。

長野県の公共用水域については、「公害の防止に関する条例」(昭和48年条例第11号)により、県の区域に属する公共用水域について上乗せ排水基準が定められており、その状況は第3-2-29表(1)、(2)に示すとおりである。

第3-2-28表 新潟県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準(許容限度)の概要

(単位:mg/L)

区分	項目及び許容限度	クロム
	別表第1第1号から第74号までの施設を設置するもの。	2
<p>備考</p> <p>1 「すべての水域」とは、県内全域の公共用水域をいう。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に適用する。</p> <p>3 クロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。</p> <p>4 第1号の表の備考6及び8の規定は、この表について準用する。</p>		

出典:新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年、条例第46号)より作成

第3-2-29表(1) 長野県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準(許容限度)の概要

1 有害物質に関する項目

区分	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	適用水域
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.05mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.003mg/L	県の区域に属する公共用水域
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際、現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際、既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。</p>					

出典:公害の防止に関する条例(昭和48年条例第11号、長野県)

第 3-2-29 表(2) 長野県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準（許容限度）の概要

2 生活環境に関する項目

(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量

号 番号	施行 令	業 種 別	区分	50 m <sup>3</sup> /日未満のもの				500 m <sup>3</sup> /日以上のもの			適用 水域
			項目	pH	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム	
			単位	-	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
1-2		畜産農業*	5.8~8.6	-	-	-	-	-	-	県の区域に属 する公共用水 域	
26		無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1		
27		その他の無機化学工業									
47		医薬品									
49		農薬									
52		皮革									
53		ガラス製品									
58		窯業原料									
61		鉄鋼									
62		非鉄金属									
63		金属製品機械器具									
65		酸・アルカリ表面処理									
66		電気めっき									

※：畜産農業 豚房の総面積が 250 m<sup>2</sup>以上及び牛房の総面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものに限る。

注：白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖水域におけるクロム含有量の上乗せ排水基準は省略。

(2) 生物化学的酸素要求量(BOD) (化学的酸素要求量(COD))、浮遊物質質量(SS)等

区 分	排水 量	項目及び許容限度					適用 水域
		BOD (COD) (mg/L)		浮遊物質質量 (SS) (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	
		最 大	日間平均	最 大	日間平均		
1	10 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	60	40	90	60	-	県の区域に 属する公共 用水域
	50 m <sup>3</sup> 以上						
2	10 m <sup>3</sup> 以上	60	40	90	60	-	
3	10 m <sup>3</sup> 未満	160	120	200	150	3,000	
	10 m <sup>3</sup> 以上 500 m <sup>3</sup> 未満	160	120	85	70	3,000	
	500 m <sup>3</sup> 以上	30	20	50	30	-	

備 考

- 生物化学的酸素要求量(BOD)に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量(COD)に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの適用する。

※1 下記以外の業種

- ・施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし、1の2に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。
- ・湖沼法施行令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

※2 畜産農業

- ・豚房の総面積が 250 m<sup>2</sup>以上及び牛房の総面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものに限る。

出典：公害の防止に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号、長野県）

③ 騒音

ア. 環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき騒音に係る環境基準が定められている。騒音に係る環境基準を第3-2-30表に示す。対象事業実施区域周辺には環境基準の地域類型の指定はない。

第3-2-30表 騒音に係る環境基準

(a) 道路に面する地域以外の基準値		
地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(b) 道路に面する地域の基準値		
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

<備考>  
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

(c) 地域の類型		
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	
A	専ら住居の用に供される地域	
B	主として住居の用に供される地域	
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	

(d) 時間の区分		
昼間	午前6時から午後10時まで	
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	

出典：環境庁告示第64号（平成10年9月30日）

イ. 騒音規制法及び県条例等

騒音規制法（昭和43年、法律第98号）に基づき特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度が定められている。新潟県の規制基準を第3-2-31表に、長野県の規制基準を第3-2-32表に示す。

対象事業実施区域周辺には規制対象となる地域の指定はない。

特定建設作業騒音に係る規制基準を第3-2-33表、第3-2-34表に、自動車騒音に係る要請限度を第3-2-35表に示す。

第3-2-31表 特定工場等において発生する騒音の規制基準(新潟県)

区域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
法令	新潟県条例			
第1種区域	第1種区域	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考				
<p>1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。）にあつては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。</p> <p>(1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</p> <p>(2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>(3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域</p> <p>(4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域</p> <p>2 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。</p> <p>(1) 昼間 第1種区域及び第2種区域にあつては午前8時から午後6時まで、第3種区域、第4種区域にあつては午前8時から午後8時まで</p> <p>(2) 朝 午前6時から午前8時まで</p> <p>(3) 夕 第1種区域及び第2種区域にあつては午後6時から午後9時まで、第3種区域、第4種区域にあつては午後8時から午後10時まで</p> <p>(4) 夜間 第1種区域及び第2種区域にあつては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後10時から翌日の午前6時まで</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。</p> <p>7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</p>				

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）

第3-2-32表 特定工場等において発生する騒音の規制基準(長野県)

時間の区分	昼間 8:00～18:00	朝 6:00～8:00 夕 18:00～21:00	夜間 21:00～6:00
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。  
 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

区 分	地 域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居区域、第2種住居区域、準住居区域及びこれらの地域に相当する地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域
第4種区域	工業地域及びこれらの地域に相当する地域

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和50年2月27日 長野県告示第97号）

第 3-2-33 表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(新潟県)

規制の項目		敷地境界地点の騒音レベル	作業禁止時刻		1日当りの作業時間 *1		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
特定建設作業の種類	地域の区分*2	① ②	①	②	①	②	① ②	① ②
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）		85 デシ ベル 以下	午後 7 時 か ら 翌 午 前 7 時 ま で	午後 10 時 か ら 翌 午 前 6 時 ま で	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	禁 止
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）								
6. バックホウ（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業								
7. トラクターショベル（騒音規制法施行令別表第2第7号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業								
8. ブルドーザー（騒音規制法施行令別表第2第8号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業								
9. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）								

注：\*1. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を\*1欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

\*2. 地域の区分 ① 1号区域...第1種区域、第2種区域及び第3種区域と第4種区域のうち、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内  
② 2号区域...上記、1号区域以外の区域

出典：新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）より作成

第 3-2-34 表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(長野県)

特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間 (夜間)		1 日における 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日に おける 作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	
1. くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間 を超え ないこ と	14 時間 を超え ないこ と	連続して 6 日を超え ないこと	禁止	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧縮機を使用する作業								
5. コンクリートプラント又はアス ファルトプラントを設けて行う作 業								
6. バックホウ、トラクターショベ ル、ブルドーザーを使用する作業								
適用 除外	作業がその作業を開始した日に終わるもの を除く	A B C D E	A B	A B	A B C D E F			
備考 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値 2 表中の A～F は次の場合をいう。 A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合 B 人の生命又は身体に対する危険の防止のために行う必要がある場合 C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合 D 道路法第 34 条 (道路の占有許可)、第 35 条 (協議) による場合 E 道路交通法第 77 条第 3 項 (道路の使用許可)、第 80 条第 1 項 (協議) による場合 F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事するものの生命 又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合								

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和 50 年 2 月 27 日 長野県告示第 97 号)

第 3-2-35 表 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>備 考</p> <p>1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。</p> <p>(1) a 区域 専ら住居の用に供される区域</p> <p>(2) b 区域 主として住居の用に供される区域</p> <p>(3) c 区域 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される区域</p> <p>2 車線とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く。)が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。</p> <p>3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。</p> <p>4 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。</p> <p>5 幹線交通を担う道路に近隣する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は 1 から 3 の区域の区分にかかわらず 4 の区域の限度とする。</p>			

出典：騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

④ 振動

振動規制法（昭和 51 年、法律第 64 号）条例により定められた特定工場等に係る規制基準は第 3-2-36 表、第 3-2-37 表に示すとおりである。また、同法による特定建設作業に係る規制基準を第 3-2-38 表、第 3-2-39 表に、道路交通振動に係る要請限度を第 3-2-40 表に示す。対象事業実施区域周辺には規制対象となる地域の指定はない。

第 3-2-36 表 特定工場等において発生する振動の規制基準(新潟県)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
法 令	新潟県条例		
第 1 種区域	第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 2 種区域	第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 4 種区域	午前 8 時～午後 8 時	午後 8 時～午前 8 時
備考			
<p>1. 法令に基づく区域の区分</p> <p>第1種区域及び第2種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に2区分することができる。</p> <p>(1)第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>(2)第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域</p> <p>2. 新潟県条例に基づく区域の区分</p> <p>第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、第3-2-31表の備考1に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。</p> <p>3. 法令により、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校</p> <p>(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所</p> <p>(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4)図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5)老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条第5項に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>4. 新潟県条例により、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。</p>			

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）

第 3-2-37 表 特定工場等において発生する振動の規制基準（長野県）

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 7 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 7 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考1 規制基準は、特定工場の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。 備考2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準  
 （昭和 52 年 12 月 長野県告示第 683 号）

第 3-2-38 表 特定建設作業等に関する振動の規制基準（新潟県）

規制の項目 特定建設作業の種類	作業場所の敷地境界地点の振動レベル	作業禁止時間		1日の作業時間		同一場所における作業時間		日曜日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	75 デ シ ベ ル 以 下	午 後 7 時 か ら 翌 午 前 7 時 ま で	午 後 10 時 か ら 翌 午 前 6 時 ま で	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内	禁 止	
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）								
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）								
備考) 1号区域：振動規制法第3条の規定により指定された区域のうち、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内 2号区域：上記、1号区域以外の区域								

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日 総理府令第五十八号）

第 3-2-39 表 特定建設作業等に関する振動の規制基準（長野県）

基 準	振動の大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日における 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日に おける 作業
		第1号 区 域	第2号 区 域	第1号 区 域	第2号 区 域	第1号 区 域	第2号 区 域	
準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、 75 デシベルを超える大きさのものでないこと。	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間 を超え ないこ と	14 時間 を超え ないこ と	連続して 6 日を超え ないこと		禁止
適 用 除 外	作業がその作業を開始した日に終わるものを 除く	A B C D E		A B		A B		A B C D E F
備考 1 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。 2 表中の A～F は次の場合をいう。 A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合 B 人の生命又は身体に対する危険の防止のために行う必要がある場合 C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合 D 道路法第 34 条（道路の占有許可）、第 35 条（協議）による場合 E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合 F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事するものの生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合								

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年 2 月 長野県告示 97 号）

第 3-2-40 表 道路交通振動に係る要請限度

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	第1種区域	65デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注：区域区分及び時間区分は第3-2-36表の備考に同じ。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第五十八号）

⑤ 悪臭

悪臭防止法（昭和 46 年、法律第 91 号）では事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制している。規制基準は、指定された規制地域内の全ての事業所に適用され、敷地境界、煙突等の気体排出口及び排出水において、悪臭物質の濃度、又はそれに代わる臭気排出強度あるいは臭気指数が定められている。新潟県では悪臭防止法に基づき臭気排出強度又は臭気指数（平成 15 年、新潟県告示第 2148 号）について、第 3-2-41 表(1)～(3)に示したように定めている。

長野県では臭気指数規制に関して、県が告示した指定地域はないが、地域指定については、第 3-2-42 表(1)、(2)に示すとおり、長野県環境審議会で答申されている。

対象事業実施区域周辺には規制対象となる地域の指定はない。

第 3-2-41 表(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線の規制基準）

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13
<p>備考</p> <p>第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。</p> <p>ア 第1種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域</p> <p>イ 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による準工業地域及び工業または農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域</p> <p>ウ 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域</p>			

出典：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成 15 年、新潟県告示第 2148 号）

第3-2-41表(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（気体の排出口の規制基準）

<排出口の実高さが15m以上の施設>

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}}$$

ここで、 $q_t$  : 排出ガスの臭気排出強度 (m<sup>3</sup>N/min)  
 $F_{\max}$  :  $F_{(x)}$ の最大値

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

ここで、 $L$  : 敷地境界における臭気指数規制基準

$$F_{(x)} = \frac{1}{3.14 \sigma_y \sigma_z} \exp\left(\frac{-(He_{(x)})^2}{2 \sigma_z^2}\right)$$

ここで、 $F_{(x)}$  : 臭気強度 1m<sup>3</sup>N/s に対する地上での臭気濃度  
 $\sigma_y$  : 排出ガスの水平方向拡散幅 (m)  
 $\sigma_z$  : 排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m)  
 $He_{(x)}$  : 排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)

<排出口の実高さが15m未満の施設>

$$I = 10 \times \log C$$

ここで、 $I$  : 排出ガスの臭気指数

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

ここで、 $K$  : 排出口の口径に関する値  
 $H_b$  : 周辺最大建物高さ (m)

$$B = \frac{L}{10}$$

ここで、 $L$  : 敷地境界における臭気指数規制基準

出典：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成 15 年、新潟県告示第 2148 号）

第 3-2-41 表(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排出水中における規制基準）

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29

出典：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成 15 年、新潟県告示第 2148 号）

第 3-2-42 表(1) 悪臭防止法に基づく指数規制の考え方

1 規制地域の指定区分

臭気指数による地域の指定に当たっては、従来の物質濃度規制による基準値を遵守していても苦情の原因となる臭気を発生しているものが集合し、又は相当の比率をもって立地している区域とする。

その際の、土地利用計画における位置づけ等を勘案し、地域を次表のとおり区分する。

区 分	地 域
第 1 地域	1 都市計画法の規定に基づく第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第 2 地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第 1 地域並びに第 2 地域の 1 及び 2 を除く地域で悪臭に対する順応の見られる地域

2 規制地域の設定方法

(1) 敷地境界の地表における規制基準（法第 4 条第 2 項第 1 号）

地域の区分ごとの規制基準値は、次表の臭気指数の範囲内で、小数点以下を四捨五入した整数値とする。

その際、別表を基本に目標となる臭気指数の範囲を求め、その上限値を規制基準値とする。

	敷地境界線における規制基準	
	第 1 地域	第 2 地域
臭気指数の範囲	10～15	12～18

(2) 気体排出施設から排出される気体にかかる規制基準（法第 4 条第 2 項第 2 号）

悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出して得た値

（排出口の高さが 15 メートル以上の場合と、15 メートル未満の場合ごとに算出方法が設定）

(3) 排水に係る規制基準（法第 4 条第 2 項第 3 号）

(1) の規制基準として定められた値に 16 を加算した値

出典：長野県環境審議会答申（平成 9 年 1 月 長野県）

第 3-2-42 表(2) 悪臭防止法に基づく指数規制の考え方(別表)

別表

業 種		臭気の指数の許容限度	
		第 1 地域	第 2 地域
畜産農業	養豚業	12	15
	養牛業	11	16
	養鶏業	11	14
飼料・肥料製造業	魚腸骨処理場	13	15
	獣骨処理場	13	15
	複合肥料製造工場	11	13
食料品製造工場	水産食料品製造工場	13	15
	油脂計食料品製造工場	14	18
	でんぷん製造工場	15	17
	調理食料品製造工場	13	15
	コーヒー製造工場	15	18
	その他	12	14
化学工場	化学肥料製造工場	11	14
	無機化学工業製品製造工場	10	12
	プラスチック工場	12	14
	石油化学工場	14	16
	油脂加工品製造工場	11	16
	アスファルト製造工場	12	16
	クラフトパルプ製造工場	14	16
	その他のパルプ・紙工場	11	14
	その他	14	16
その他の製造工場	繊維工場	11	16
	印刷工場	12	13
	塗装工場	14	16
	窯業・土石製品製造工場	14	17
	鋳物工場	11	14
	輸送用機械器具製造工場	10	13
	その他	14	17
	サービス業その他	廃棄物最終処分場	14
ごみ焼却場		10	13
下水処理場		11	13
し尿処理場		12	14
クリーニング・洗濯工場		13	17
飲食店		14	17
その他		13	15
最 大 値		15	18
最 小 値		10	12

出典：長野県環境審議会答申（平成 9 年 1 月 長野県）

⑥ 地盤沈下

工業用水法（昭和 31 年、法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年、法律第 100 号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）により、地下水採取の規制を行っている。

対象事業実施区域周辺には規制対象となる地域の指定はない。

⑦ 土壌汚染

ア. 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき土壌の汚染に係る環境基準が定められている。土壌の汚染に係る環境基準を第 3-2-43 表に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づきダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は 1,000pg-TEQ/g と定められている。

第 3-2-43 表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオミンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
備考 1～2 省略	
3	「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 28 年環境省告示 30 号）により、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」が項目に加えられる（平成 29 年 4 月 1 日～施行）。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

イ. 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成 14 年、法律第 53 号）では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等が定められている。土壌調査の結果、汚染が認められた場合には、都道府県及び特例市は要措置区域

又は形質変更時要届出区域に指定し、汚染原因者又は土地所有者は汚染除去等の措置を講じなければならない。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

#### ウ．農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年、法律第 139 号）では、土壌（田に限る）における銅、ひ素、玄米におけるカドミウムについて基準値を定めており、都道府県は基準を上回る農用地を農用地土壌汚染対策地域に指定できる。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

### ⑧ その他の環境保全計画等

#### ア．新潟県環境基本計画

本計画は、新潟県環境基本条例（平成 7 年条例第 40 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成 9 年 3 月に策定され、平成 14 年に中間改訂された後、平成 19 年 3 月、新潟県環境基本条例の基本理念の実現と、自然環境の保全や環境汚染の未然防止を図り、安全で豊かな環境の保全・再生・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画期間を平成 19 年度から平成 28 年度として策定された。

本計画が対象とする環境の要素は新潟県環境基本条例第 4 条に掲げる以下の事項である。

- ・公害の防止に関すること
- ・自然環境の保全に関すること
- ・生物の多様性の確保及び希少野生動植物の保護に関すること
- ・身近な自然、良好な景観、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境の保全及び創造に関すること
- ・再生資源の利用や廃熱の有効利用等による資源の循環的利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・そのほか環境の保全に関し必要と認められる事項

#### イ．第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画

新潟県では、平成 23 年 4 月に、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画期間とする「新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を図ってきた。その結果、ごみ排出量や最終処分量は着実に減少し、再生利用も進んだが、1 人 1 日当たりのごみ排出量が全国平均より多いなど、課題が残されている。一方、国では平成 28 年 1 月に「廃棄物処理基本方針」を変更した。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 3 月に「第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定した。

計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、最終年度となる平成 32 年度に達成すべき目標を定めている。また、平成 30 年度に達成すべき中間目標を定めている。

#### ウ. 第三次長野県環境基本計画

本計画は、長野県環境基本条例（平成 8 年長野県条例第 13 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。平成 20 年度の「第二次長野県環境基本計画」の策定以降、水資源の保全に対する懸念や全国的なエネルギー需給問題など、新たな課題も生じており、引き続き、長野県の環境保全を推進するとともに、それらを含めた課題に対して計画的に適切な対応をとっていくため、計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度として策定された。

対象とする施策の範囲は以下のとおりである。

- ・環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進に関すること。
- ・地球温暖化対策・環境エネルギー政策に関すること。
- ・廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用などに関すること。
- ・水資源・水環境の保全や大気汚染の防止など、生活環境の保全に関すること。
- ・自然環境と生物多様性の保全及び持続可能な利用に関すること。

#### エ. 長野県廃棄物処理計画（第 4 期）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「長野県廃棄物処理計画」が平成 23 年 2 月に策定された。

本計画は、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする第 4 期計画であり、『「もったいない」を大切に して ごみ減量日本一！ ～美しい信州を次世代へ～』を基本目標として掲げ、各種施策を策定している。

#### オ. 糸魚川市環境基本計画

本計画は、糸魚川市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、同条例第 3 条に掲げられた基本理念の 5 つの柱の実現に向け、環境の保全に関する基本的な計画として、平成 22 年 3 月に制定された。計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間である。

「環境を学び、考え、行動する人が育つまち いといがわ ～豊かな自然と心安らぐ環境を目指して～」を環境像として設定し、4 つの環境分野ごとに基本目標を設定している。

各分野の基本目標は以下のとおりである。

- ・自然環境：生きものと大地の営みを感じるまち
- ・生活環境：安全・安心、みんなが笑顔で暮らすまち
- ・地球環境：地球にやさしい人が育つまち
- ・環境行動：一人ひとりが行動し、環境保全に取り組むまち

#### カ. 糸魚川市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画として平成 23 年 7 月に策定された。

糸魚川市総合計画に掲げている環境の保全と資源循環型社会の形成を実現し、国の目指す循環型社会・低炭素社会注の形成に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理処分を計画的に実行していくことを目的とする。

計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間の長期計画として、概ね 5 年ごとに改

訂するほか、社会経済情勢などの諸条件に変動があった場合は必要に応じて見直す。なお、中間目標年度を循環型社会形成推進基本計画の目標年度である平成 27 年度とする。

## (2) 自然環境関連法令

### ① 自然環境保全法等による指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）に基づき指定された自然環境保全地域はない。新潟県自然環境保全条例（昭和 48 年、新潟県条例第 34 号）、長野県自然環境保全条例（昭和 46 年、長野県条例第 35 号）に基づき指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の状況は第 3-2-44 表及び第 3-2-7 図に示すとおりであり、計画実施区域周辺ではマイコミ平、角間池が自然環境保全地域に指定されている。

第 3-2-44 表 対象事業実施区域周辺における自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

区分	名称	指定年月日	面積(ha) ( )は特別地区の面積
自然環境保全地域	鉾ヶ岳・権現岳自然環境保全地域	昭和 49 年 7 月 9 日	598.59
	金山谷自然環境保全地域	昭和 63 年 8 月 9 日	4.75 ( 4.75)
	マイコミ平自然環境保全地域	昭和 59 年 3 月 30 日	86.71 (86.71)
	角間池自然環境保全地域	平成 元年 3 月 13 日	7.22 ( 1.50)
緑地環境保全地域	不動山緑地環境保全地域	昭和 61 年 3 月 25 日	6.60
	秋葉神社緑地環境保全地域	昭和 59 年 3 月 30 日	0.82

出典：新潟県自然環境保全条例（昭和 48 年、新潟県条例第 34 号）  
長野県自然環境保全条例（昭和 46 年、長野県条例第 35 号）

### ② 自然公園法等による指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然公園法（昭和 32 年、法律第 161 号）と新潟県立自然公園条例（昭和 43 年、条例第 28 号）により、国立公園、国定公園及び県立自然公園が指定されている。

対象事業実施区域周辺における自然公園等の指定状況を第 3-2-45 表及び第 3-2-7 図に示す。対象事業実施区域は、白馬山麓県立自然公園の姫川地区となっている。

第 3-2-45 表 対象事業実施区域周辺における自然公園の指定状況

区分	名称	指定・計画決定年月日	面積(ha) (海域除く)
国立公園	妙高戸隠連山国立公園	平成 27 年 3 月 27 日 (指定)	39,772
	中部山岳国立公園	昭和 9 年 12 月 4 日 (指定)	174,323
県立自然公園	白馬山麓県立自然公園 (姫川地区及び海谷地区)	昭和 34 年 3 月 24 日 (指定)	5,040
	親不知子不知県立自然公園	昭和 42 年 4 月 11 日 (指定)	305

出典：新潟県自然公園配置図 新潟県自然（緑地）環境保全地域配置図（新潟県、平成 28 年 3 月）  
環境省ホームページ 日本の国立公園



③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による設定状況

対象事業実施区域周辺には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年、法律第 88 号）に基づき、鳥獣保護区、銃猟禁止区域、休猟区等が指定されている。

対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区等の指定状況を第 3-2-46 表及び第 3-2-8 図に示す。

第 3-2-46 表 対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区の指定状況

区分	名称	面積	期限
鳥獣保護区	妙高山	13,846	平成 36. 10. 31
	火打山特別保護地区	2,516	平成 36. 10. 31
	月不見の池	180	平成 36. 10. 31
	鉦ヶ岳	1,265	平成 29. 10. 31
	小滝	560	平成 37. 10. 31
	白馬蓮華	7,875	平成 32. 10. 31
	白馬蓮華特別保護地区	1,452	平成 32. 10. 31
	北アルプス北部	3,945	平成 37. 10. 31
	風吹岳	2,605	平成 34. 10. 31
	風吹岳特別保護地区	116	平成 34. 10. 31
	奥裾花	3,315	平成 36. 10. 31
	奥裾花峡	2,200	平成 36. 10. 31

出典：新潟県鳥獣保護区等位置図（新潟県、平成 28 年度）

長野県鳥獣保護区等位置図（長野県、平成 28 年度）

④ 文化財保護法による指定状況

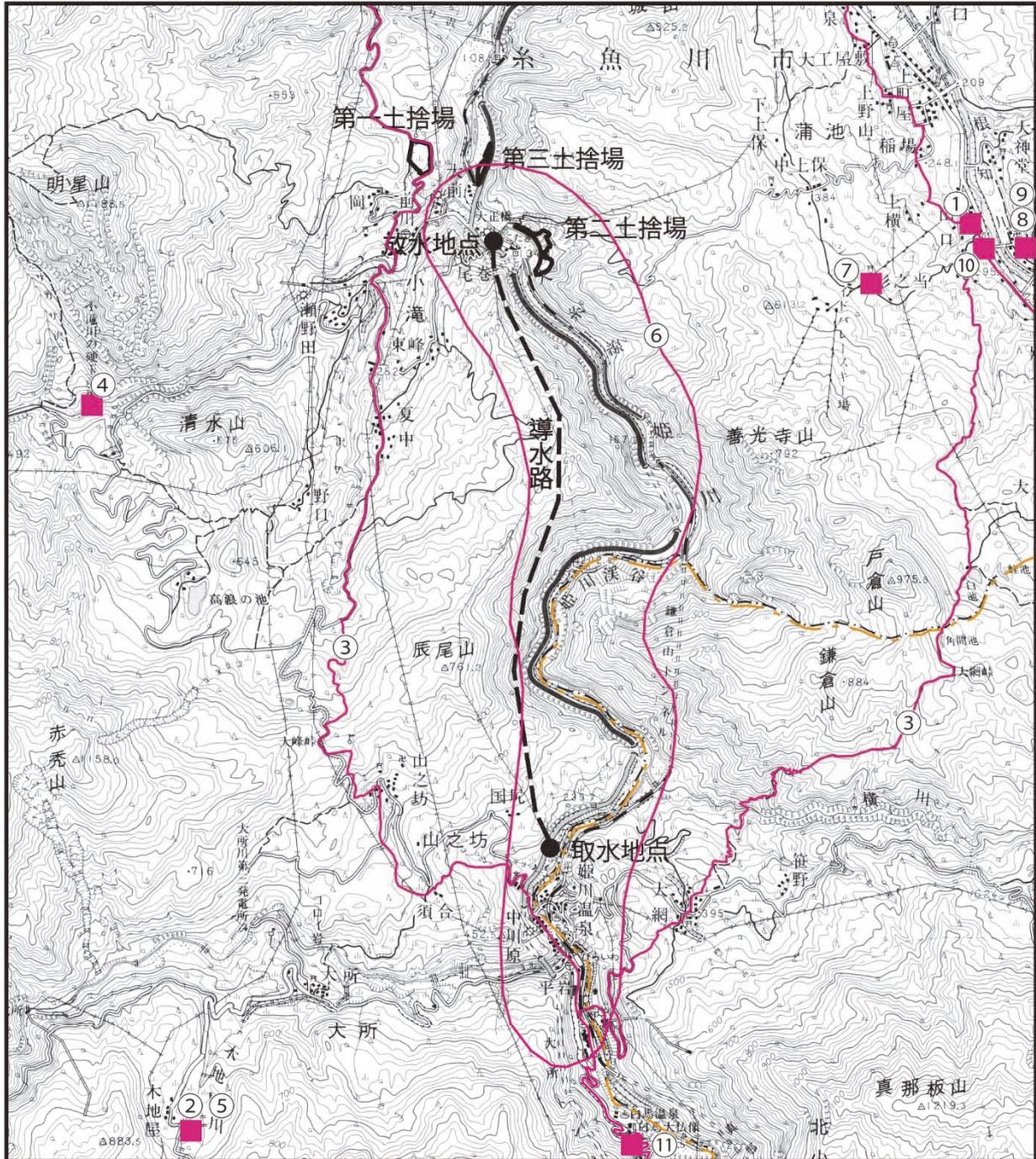
対象事業実施区域周辺の文化財等の指定状況は第 3-2-47 表及び第 3-2-9 図のとおりである。

第 3-2-47 表 対象事業実施区域周辺における文化財等の指定状況

区分	番号	種別	名称
国指定	①	有形民俗	越後姫川谷のボッカ運搬用具コレクション
	②	有形民俗	糸魚川木地屋の製作用具と製品コレクション
	③	史跡	松本街道
	④	天然記念物	小滝川硬玉産地
国登録	⑤	建造物	木地屋民俗資料館
県指定	⑥	天然記念物	クモツマキチョウ及びヒメギフチョウ生息地
	⑦	天然記念物	杉之当の大スギとシナノキ
市指定	⑧	書跡	旧千手院文書
	⑨	歴史資料	永和の墓塔
	⑩	史跡	山口関所跡
	⑪	天然記念物	ボッカトチノキ

表中番号は第 3-2-9 図に対応する。



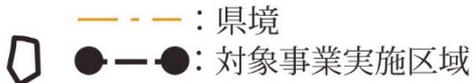


凡 例



：文化財等

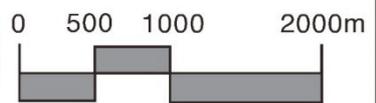
図中番号は第 3-2-47 表に対応する。



：県境

●—●：対象事業実施区域

第 3-2-9 図 文化財等位置図



1:50,000

### (3) 国土防災関連法令

#### ① 森林法

森林法（昭和 26 年、法律第 249 号）に基づき、保安林が指定されている。対象事業実施区域周辺の保安林の指定状況を第 3-2-10 図に示す。

#### ② 砂防法

砂防法（明治 30 年、法律第 29 号）に基づき、砂防指定地が指定されている。対象事業実施区域周辺の指定状況を第 3-2-11 図に示す。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

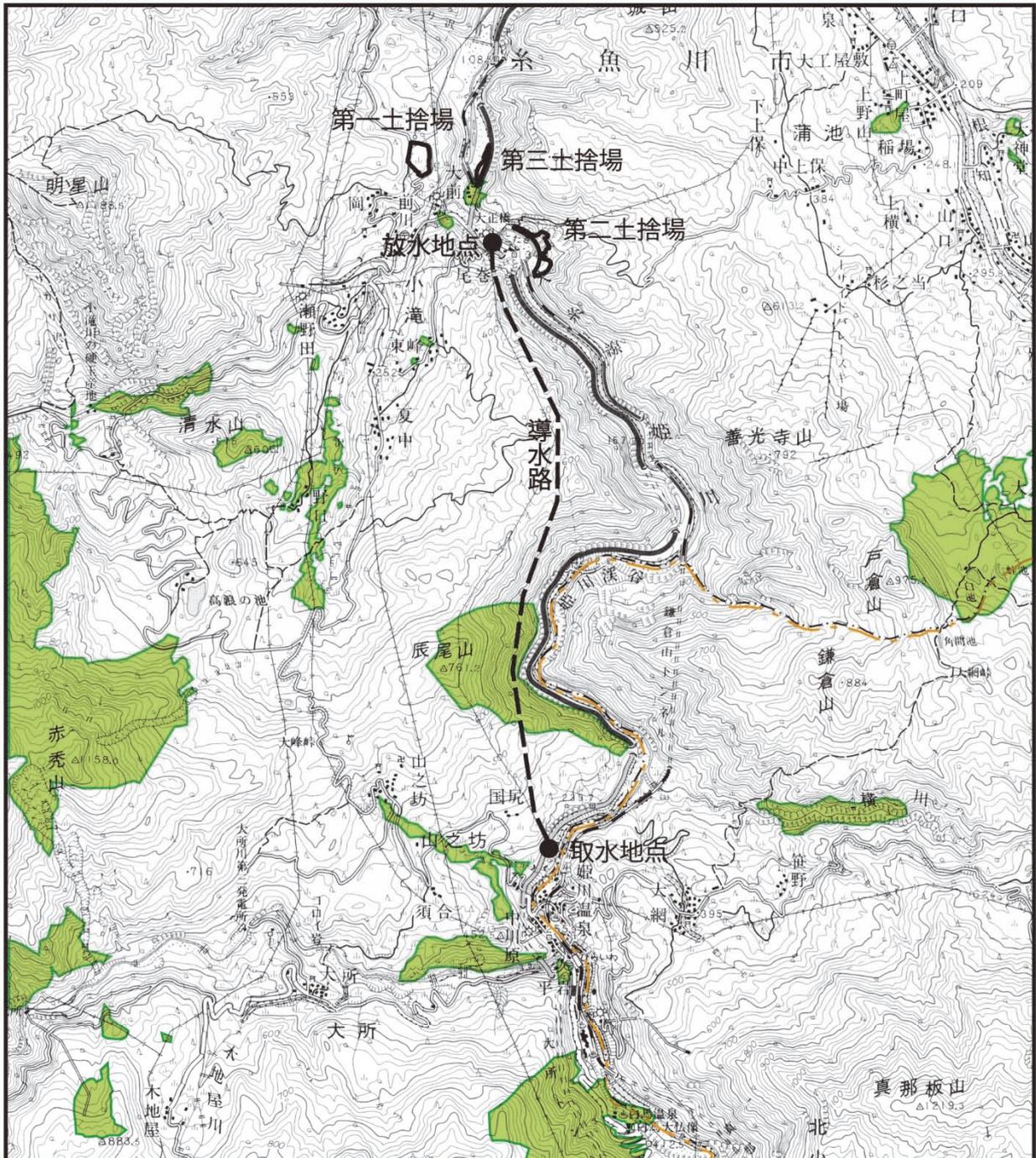
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年、法律第 57 号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。対象事業実施区域周辺の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を第 3-2-11 図に示す。

#### ④ 地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和 33 年、法律第 30 号）に基づき、地すべり防止区域が指定されている。対象事業実施区域周辺の地すべり防止区域の指定状況を第 3-2-12 図に示す。

#### ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年、法律第 58 号）に基づき、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域等の指定状況を第 3-2-13 図に示す。



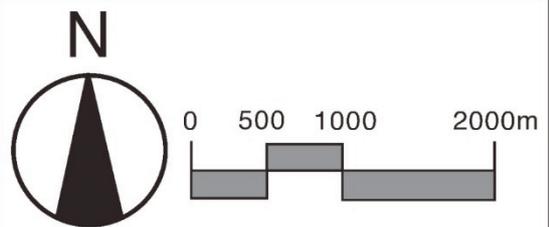
凡 例

 : 保安林

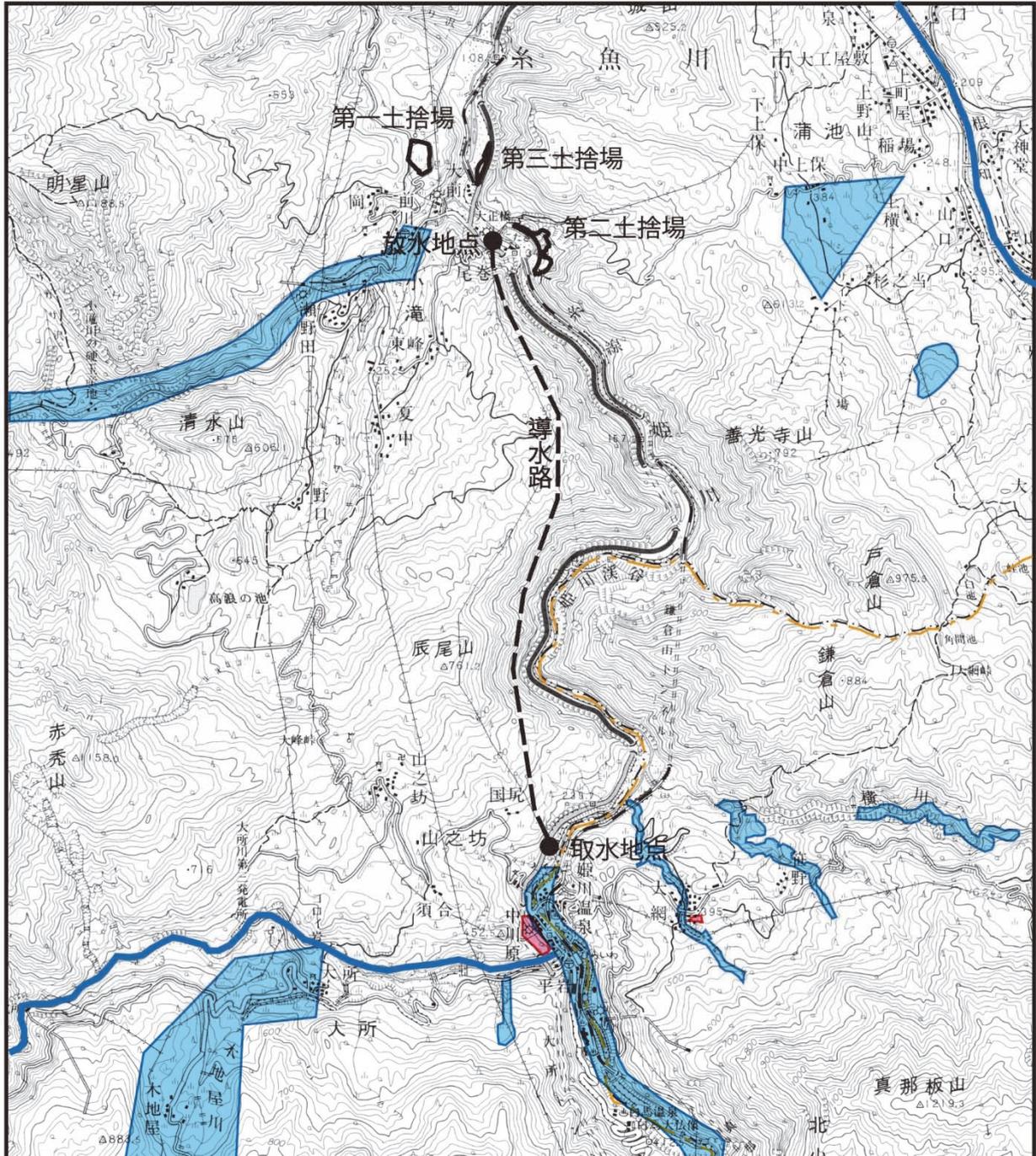
出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム  
国土交通省

 : 県境  
 ●—● : 対象事業実施区域

第 3-2-10 図 保安林位置図



1:50,000



凡 例

-  : 砂防指定地
-  : 砂防指定河川
-  : 急傾斜地崩壊危険区域

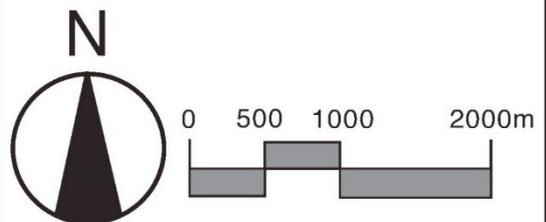
出典：糸魚川地域振興局地域整備部管内図

信州くらしのマップ

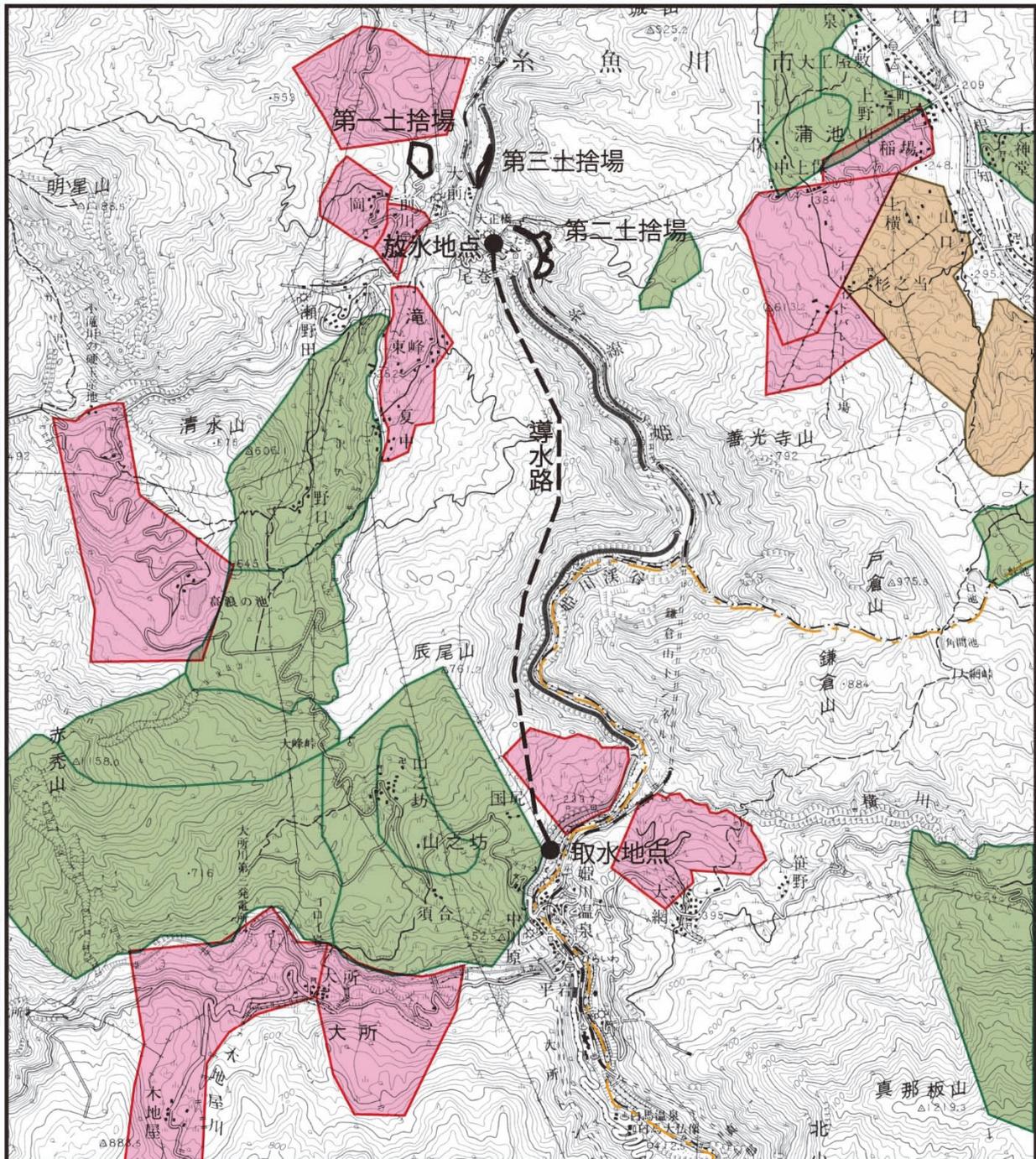
-  : 県境
-  ●—● : 対象事業実施区域

第3-2-11図

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の位置図



1:50,000



凡 例

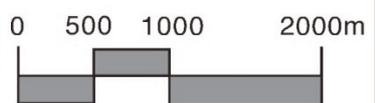
- : 国土交通省地すべり防止区域
- : 農業地地すべり防止区域
- : 地すべり防止区域 (林業地)

出典：糸魚川地域振興局地域整備部管内図

信州くらしのマップ

- : 県境
- : 対象事業実施区域

第3-2-12図 地すべり防止区域位置図



1:50,000

